

地域連携周産期支援事業（産科施設）

事業目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

事業概要

施設整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等

設備整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等

（支給額）基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（※1）

施設整備費

基準額	対象経費
1 施設当たり 16,800千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）

設備整備費

基準額	対象経費
1 施設当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費

（注）交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

（支給対象）

- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の交付を受ける施設は対象外

※1 令和6年度の経費を対象とする予定。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う

